

第2回 総務企画専門委員会 議事録（概要）

1 日時

平成27年(2015年)1月26日(月) 10:00~12:15

2 場所

滋賀県大津合同庁舎7階 7-A会議室

3 出席委員（五十音順、敬称略）

磯谷 一治、上山 哲夫、太田 千恵子、嘉悦 和子、谷口 孝男（副委員長）、
谷口 良一、辻 雅代、杼木 博子、中井 敏勝、南里 明日香、
増田 和貴（委員長）、松永 敬子、水上 敏彦
(委員定数15名中13名出席)
(欠席委員：中川 一彦、福永 亮順)
(事務局：木村事務局長、事務局職員)

4 配付資料

別添のとおり

5 会議概要

(1) 副委員長の選出

※委員の互選で、谷口孝男委員を副委員長に選出。

(2) 報告事項

※事務局より、次第2(1)から次第2(2)について説明。

次回以降の会場地選定に係る審議は非公開とすることを決定。

【質疑】

(委員)

サッカー、野球など1日で終わらない競技で、複数の市町で希望が挙がり、1つの市が決勝をしたいというようなことがあった場合、事務局でどのように選定するか考えはあるのか。

(事務局)

複数の会場地を使つての競技開催が想定されている競技はいくつかある。1つの競技でも成年と少年、男子と女子という区分があり、最大4種別に分かれている。複数の会場地が想定される競技は、基本的には、その種別ごとに区分をし、1回戦から決勝まで開催いただくという前提で会場地選定を行いたい。

(委員)

種別ごとに、決勝まですべての試合を行うという理解で良いか。基本方針や選定基準の書き方では、同じ種別を複数の市町で開催するとも読めたので確認した。

(委員)

同じ種別でも複数の市町に分かれることもあるのではないか。

(事務局)

予選から決勝までをパッケージとして開催いただくことが基本と考えている。ただ、会場を1つの市町では確保できない場合は、複数の市町で開催することもありえる。

(委員)

例えば、日韓ワールドカップの際にどちらが決勝を行うのかということで揉めたと記憶しているが、委員会で選定する際の基本的な考え方を統一しておくために確認した。問題提起としておきたい。

(事務局)

選定作業は、工程表でも示しているように3年ぐらいかけないといけないと思っている。和歌山県では第一次からはじまり第七次までかかったという話もある。どうマッチングしていくのかが一番難しいところ。36の競技を19市町で、規模の大小がある中で調整をしていかなければならない。その際は、先ほども申し上げたが、種別ごとに区分することを大原則に考えたい。今後、市町、競技団体とのヒアリングを通して十分調整して、その結果を委員会に報告する形で進めていきたい。

(委員)

実際に作業を進めていくと、今出てきた質問も含め、様々な意見が出てくると思う。具体的なことについては次回説明いただくことになるが、基本的な考え方は事務局の説明のように決まっているということを踏まえて先に進めていきたい。

(委員)

市町の公共施設をはじめとしたインフラについて、市町には今後3年間で公共

施設等総合管理計画を定めていただき、計画的な老朽化対策や、合併によってだぶついた公共施設があるところは統廃合や見直しを検討いただいているところ。そうした中で、施設の新設や改修で新たな負担が生じるとなると、特に財政力の弱い市町は尻込みしてしまうところもあると思われるので、補助のスキームの話等、市町には丁寧に説明いただき、納得と理解を得て、市町をしっかりと巻き込んで進めていただきたい。当県は近畿でもっとも合併を進めた県である。様々な合併に対する財政の特例措置があるが、それもだんだんと終わっていくので、仮に施設改修などを行われる場合、合併に対する国の様々な財政の特例措置があるうちに市町が行えるよう、丁寧かつ早期に説明のうえ進めていただくようお願いしたい。

(委員)

市町の予備調査や担当者会議の際に、全国障害者スポーツ大会のことを市町にどの程度話していただいているのか教えていただきたい。また、全国障害者スポーツ大会は、一般の競技と比べるとバリアフリー、移動、宿泊など、いろいろな面で違いが大きいので、その点もある程度市町に伝えておいていただきたい。また、「会場地市町選定基本方針」の中に、全国障害者スポーツ大会のことも一文入れていただけるとうれしい。

(事務局)

市町の予備調査に基づくヒアリングの際に、国体の後に全国障害者スポーツ大会も行われることは伝えている。全国障害者スポーツ大会開催基準要項でも、国体と障害者スポーツ大会で同じ種目があるものは、国体と同じ会場を使っていくという原則があるので、各市町にもそのことを伝えている。障害者スポーツ大会の会場地選定方針は、別途、策定することを考えており、国体の会場を使用するという文言も入れていきたい。スケジュール的には、平成 28 年中頃ぐらいの策定を予定している。

(委員)

「競技施設基準」について、平成 27 年度で「暫定」が取れるということだが、どういう手順で取れるのか。また、第一次選定でどれぐらい決まる目途があるのか。第二次の作業はどのような手順か。

(事務局)

実施競技については、4年ごとに日本体育協会において見直しが図られている。滋賀県は第 79 回だが、現在のところ第 77 回大会までが決定している。当県では、

準備を早期に進めていくため、第 77 回大会までの実施競技で選定作業を始めている。隔年開催競技がどちらになるのか、今ある競技がこのまま当県での国体競技になるのか分からないことから、「暫定」と付けている。予定では、第 79 回大会の競技は平成 27 年度に日本体育協会で審議・決定される予定であり、これを受け、「競技施設基準」を改定し「暫定」の文言を取る。

(委員)

弾力的運用は、何を弾力的にできるのか。

(事務局)

「競技施設基準」は、中央競技団体の方で、この競技を開催するのにどれだけのコートの面積が必要と決められているものであり、当然、それをクリアする必要がある。しかし、例えばコートの面積は 40 メートル×20 メートルだけれども、ゴールラインから壁までの距離が 4 メートルと決められている場合、壁までの距離は本当に 4 メートル必要か、3 メートルでは駄目なのかということもある。既存施設を活用することを基本としている中、体育館の大きさは限定されているので、中央競技団体と協議を行い、例えば壁にマットを付けることで、安全面の対策を行うことを条件に開催を認めていただくようなことを弾力的運用と呼んでいる。

(委員)

平成 27 年度に滋賀県で実施する競技が決定すれば、「競技施設基準」が確定するけれども、その後に、基準に満たない部分を協議することは可能ということか。

(事務局)

安全のためのマットを敷くことで認めてもらうというのは折衝の範囲内であると考えており、開催の 6 年前に行われる中央競技団体の正規視察の際、「競技施設基準」で決められていることが若干満たせない場合に中央競技団体と話をしていきたい。

(委員)

「競技施設基準」に比べると少し小さいが、それでも開催したいという市町があった場合には、会場地は決められるのか。

(事務局)

原則は、「競技施設基準」に則ったところを考えないといけない。どうしてもという場合は、事前に中央競技団体に相談しなければならないことも出てくると

思う。

(委員)

この暫定版は、日体協がそれぞれの中央競技団体と連携を図りながら、つつがない競技会場の基準を示しているものである。第 79 回ははっきりと決められていないが、この暫定版に沿って進めていけば、それほど大きな問題にはならないと思う。ただ、決定ではないので、今、おっしゃられた心配については、第 79 回の競技が決定しても、おそらく出てくる問題ではないかと思う。

(事務局)

選定にあたっては、市町の意向、競技団体の意向が合致をしていること、その上で、施設が「競技施設基準」を満たしているのかなどの確認が必要となる。さらに、その競技を希望する市町に競合がないということも必要で、それらを確認できた競技を第一次選定とするのが基本的な考え方である。希望調査の整理を進めている中では、その要件を満たす競技はかなり少ないのが現状であり、二桁は決まらないという見通しを持っている。

第二次の選定にあたっては、提出済みの希望調査を基に、ヒアリングを行い、競合のあるところはそれぞれに伝え、例えば、1つの競技に複数の市町が手を挙げているような場合は、競技団体の方にどの市町で行うと運営がしやすいのかということを確認していきたいと考えている。その中で、一定の絞り込みをかけ、団体の意向も含め、選定が難しい市町には伝えて、別の競技はできないかといった調整を行っていきたい。

(委員)

第二次選定はいつ頃か。

(事務局)

県内各市町の施設も老朽化が進んでおり、これを機に改修を検討されたり、新しく体育館を整備されるという話も出て来ている。そういった意向も加味しながら、できることなら、平成 27 年度内に常任委員会を開催して、第二次選定を行っていくスピード感を持ちたいと考えている。

(委員)

市町の施設整備への支援のところの説明のあった特殊競技施設は、当委員会で決めるのか。また、6年前の中央競技団体の正規視察と「施設整備計画」、特殊競技施設の決定のスケジュールの関係性はどうか。また、計画が決まればすぐに着手できるのか。

(事務局)

市町の施設整備に対する支援は、国体開催準備委員会からではなく、県の施策として行うものである。このため、特殊競技施設をどの競技にするのかは、当委員会で審議いただく予定はなく、県の予算編成過程の中で決定していくことになる。「施設整備計画」については、中央競技団体の正規視察の際に、今後、どの時期にどのような整備を行うのかを説明するために作成するものであり、開催5年前に開催申請を出すためにも必要となるものである。

(委員)

「施設整備計画」は、当委員会の付託事項だが、そこに掲載される施設は県から補助をするということか。

(事務局)

競技施設の中には、県が整備する施設もあれば、市町が整備する施設もある。市町は平成36年の国体に間に合うように改修や新設を計画される。滋賀では国体開催までに県、市町それぞれにおいてこれだけの整備を行う、ということを整理して、開催申請書の内容を担保するものとして作成するものが「施設整備計画」と考えている。個々の施設の整備計画を総合したものを国体の「施設整備計画」として、会場地選定とのチェックも含め総務企画専門委員会で審議いただく。

(委員)

特殊競技施設が決まるのは、「施設整備計画」よりも先になるのか。

(事務局)

今のところ、平成27年度中には一定の整理をして、市町にお示しできればと考えている。

(委員)

支援は平成31年度からなのか。

(事務局)

現時点で市町に示している支援内容には、競技施設の新設は入っていないが、一方で新設に対する支援も要望をいただいている。県としては、できれば平成27年度中には方針を決定してお示ししたいと考えているが、その場合、実施時期も平成31年度では遅いと考えており、前倒しも含めて検討していきたい。

(委員)

特殊競技施設をどの競技にするのかを早く決めてほしいという競技団体の思

いも伝わっていると思う。競技団体の意見も十分に聞いて進めてほしい。

(委員)

市町への支援に関連して、例えば、これからの高齢化社会や障害者スポーツ大会を睨んだバリアフリー化に対する補助の加算を、今後検討を要する事項の中に入れていただき、県の施策に反映されると良いなという希望を持っている。ぜひこの委員会で議論されたということ記録として残していただきたい。

(3) 審議事項

※事務局より、「第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催準備総合計画(案)」について説明。原案どおり承認を得た。

【質疑】

(委員)

「施設整備計画」は総務企画専門委員会で作業するのか。第一次選定で会場が決まれば、「施設整備計画」が決まっていなくても整備を始めるというのは構わないのか。また、県の支援の年度についても、前倒しをしてもらう方が現実的だと思う。

子ども・若者参画が滋賀の国体の特色だという事だが、子ども・若者の意見の反映について、この委員会で考えている事はあるのか。

(事務局)

例えば、主会場となる彦根総合運動場の整備については、すでに県において基本構想の策定を進めている。市町の施設整備に対する補助との絡みで申し上げると、補助の対象にしようとする、国体の会場地として決定していないと、単なる市町の施設整備への支援となってしまう。会場地決定後に動きだされる施設整備については、補助の制度に乗れるようにしたいと考えており、先ほども指摘があったが、開始の時期も含め検討していきたい。資料では実施予定年度を平成31年度と書いているが、新設となると早い段階から動き出せるよう配慮し、実施時期について前倒しを検討していく必要があると考えている。

(事務局)

個々の施設の具体的な整備計画は整備主体である市町や県が作るものである。総務企画専門委員会でまとめる「施設整備計画」は、それぞれの主体が作った個々の施設の整備計画を総合したもので、競技会場として決定した施設について開催

年である平成36年までに、こういう計画で整備するということを盛り込んだものと考えている。

会場地選定の中では、市町は整備の計画を持った上で希望されるものと考えており、我々はその整備計画が確実に施設基準を満たすことを確認し、会場地の選定をすることになる。そういう個々の計画の積み上げを開催申請書提出までに全体の「施設整備計画」としてまとめることを、この総務企画専門委員会でやっていただくことになる。

(委員)

個々の施設をこの計画の中に落とし込まないといけないが、早く着手しないといけないものは、個々のマッチングの時に市町と色々と話をしながら確認し、後で全体の「施設整備計画」の中に入ってくるというイメージで良いか。

(事務局)

その通りである。

(委員)

それぞれの施設の整備計画を決めるところに我々が関わるのではなく、最終的に日体協などに出すときに、この委員会で関われば良いということか。

(事務局)

この総務企画専門委員会では、最終、会場地選定の結果と「施設整備計画」との整合を確認していただくという作業が出てくると考えている。

(委員)

県や市町における施設整備に向けた個々の作業は進めながら、この委員会では、全体の整備状況をきちっと把握していくというイメージということか。

(事務局)

個々の競技会場を決める過程で、現時点で整備ができていない施設は会場地として決定できない。当然、施設がないなら、いつまでに整備しますという担保がないと会場地として決定することができない。その意味では、個々の施設が基準に合致しているのか、していないならどのように整備される計画があるのかというのは会場地選定のプロセスの中で審議いただくことになる。

(事務局)

子ども・若者参画特別委員会の活動については、報告会を3月に公開で開催する。併せて、今年の5月の開催準備委員会の総会の席でも報告をする予定。当委員会に対しては、直接報告する予定はしていないが、どういった意見が出たのか

は、参考資料としてお渡しできればと考えている。

(委員)

総務企画専門委員会では、文化プログラムというのがあるので、そこに関係してくるものと考えた。

(事務局)

子ども・若者参画特別委員会では、毎年テーマを変える予定であるが、今年は湖上スポーツについて小学生6人、中学生6人、高校生6人、大学生7人の委員25人で活動した。毎年メンバーを変えながら、10年間、毎年テーマを決めてやっていく予定である。その中で文化プログラムなどはどこかの年で取り上げていくことも考えたい。我々にはない発想が出てくるので、この場でも報告していきながら、取り上げられるものは取り上げていただきたい。

(委員)

参考資料1に競技力向上基本計画の資料を付けていただいているが、県として国体を機に、例えば、和歌山県のように国の拠点型のトレーニングセンターを招致していこうということは議論されているのか。このことは、間接的に会場地選定にも影響してくる可能性がゼロではないと思う。

(委員)

今のお話は、競技力向上基本計画の「選手を支える」という項目のうち、環境の整備の中に入ってくると思う。トレセン構想というほどの具体的なものはないが、教育委員会では学校やスポーツクラブを特定の競技の拠点にすることは考えている。また、県立スポーツ会館の中にトレーニングの機械などはあるが陳腐化しているので、体育館などの施設整備を考えていく中で、そのような機能を取り込めたらと考えている。

(事務局)

次回、会場地選定案を事務局からお示するが、その内容については、庁内の関係課、特にスポーツ健康課の競技スポーツの担当者や高体連・中体連の事務局、また県体育協会とも十分摺合せをして、案を作っていきたいと考えている。その中で、当然、強化のための拠点の考え方との整合性についてもチェックした上で、案としてお示ししていきたい。

(委員)

「競技用具整備基本方針」の策定が平成29年度となっている。一方、競技力向上基本計画の中には、競技用具の充実が「選手を支える」の項目に入っている。

競技力向上基本計画の中の競技用具の充実と、開催準備総合計画にある「競技用具整備基本方針」とは違うものなのか、仮に、一緒であれば、29年度では遅すぎる。もっと早くする必要があると思うが、どうか。

(事務局)

国体で考えている競技用具の整備は、国体の競技開催にあたり絶対に整備しなければならない備品について、足りないものを整備する計画を立てるのが主な目的である。基本は、国体時に必要な備品を揃えておくための計画であり、両者は別のものである。

(委員)

競技力向上基本計画の競技用具については、競技団体が主として持つものと、県立社会体育施設において競技団体の意向を受けて整備することまでは、競技力向上の範疇であると考えている。一方で、県立社会体育施設で持っている用具の更新を進めており、教育委員会では平成27年度においても、ある程度の予算化を予定している。

(委員)

13ページの資料で、大会が終われば各種の委員会は解散ということは当然のことだが、「会場地市町選定基本方針」には国体後のことも加味して選定することがうたわれている。開催までは準備に集中してしまい、実際は開催準備をすることで精いっぱいになってしまう。そこで各種委員会が全部解散してしまうと、その後、最初の予定どおり開催後も色々なレガシーが残っているのかをどこが検証していくのかが心配である。あくまで国体開催に向けて委員会が設置されているのはわかるが、その後何らかの形で5年、10年後、少なくとも2、3年後はしっかりと成果が残り、レガシーが蓄積されているような取組がなされているかを検証できるように、継続的に委員会の形を変えてやっていくというようなことを一行付け足していただくと、国体の意味というものがさらに県民に理解されていくのではないかと思う。やはり一般の県民の方は、一部のスポーツの方々のために税金が使われるのではないかという懸念がある中で、各市町にこのような形で残っていきますと見せるということは、意識としてあった方がよい。

(事務局)

ご指摘いただいたことは、事務局でも重要なことと認識している。報告の中では触れていないが、今年度、全国の国体の開催地において、国体後も含めて、うまく地域にスポーツが根付いた事例を調査している。せっかく大きな大会を開催

するのに、それだけで終わっては勿体ないことであり、国体後も続けて取り組んでいただけるような環境ができるよう情報提供をしていきたい。併せて、国体後の検証の方策についても検討していきたい。

(委員)

国体の検証も良いが、成果を継承することが、この委員会でも重要視していることだと残しておいてほしい。

(委員)

資料の8ページ、9ページの選定方針で、開催後のこともしっかりと書いていただいているので、そこを踏まえて、委員会では選んでいるというところを最後まで継承してほしい。

(委員)

国体までの10年間を念頭に競技力向上を進めているが、そのベースには滋賀県スポーツ推進計画というものがあり、その中の競技力向上として位置づけている。国体が終わってからも、県民のスポーツの振興というものは重要であり、スポーツ推進計画の中にも、国体が終わった後のことも落とし込んでいきたい。

(委員)

競技力だけでなく、それ以外のことも重要である。

(委員)

滋賀県スポーツ推進計画は、競技力向上だけでなく、もっと幅広なものであり、障害者スポーツも施設整備、選手や指導者のことも含めたものであり、その中で考えていきたい。

(事務局)

まさに今、委員の皆様からお話があったところが我々も一番気を使うところである。国体はわずか11日間、障害者スポーツ大会で3日間という一つのスポーツイベントであり、それに向けて、我々は準備を進めるわけではあるが、単なるイベントに止まるのではなく、滋賀県が今後10年間準備をする中で、どれだけスポーツの底上げをしていくのか、健康づくりに貢献していくのか、国体後もどう続けていけるのかを我々は常に議論しながらやっていきたいと思う。この1枚の総合計画ではそのことが盛り込めていない部分もあるが、我々が大事にしなければならぬご指摘をいただいたと思う。

(以上)